

令和 6 年度水環境の状況について

県は、水質汚濁防止法に基づいて、国土交通省、同法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市と共同して、公共用水域及び地下水の水質の測定を行いました。

1 測定結果の概要

(1) 公共用水域測定結果

公共用水域については、河川 45 水域 89 地点、湖沼 5 水域 19 地点、海域 13 水域 42 地点の合計 63 水域 150 地点で水質の測定を行いました。

○ 健康項目^{注1)}

- ・ 砒素^{ひそ}が 2 地点において火山地帯の自然的要因により環境基準を達成しませんでした。
- ・ ほう素が 2 地点において海水の影響により環境基準を達成しませんでした。
- ・ その他の項目は、すべての地点で環境基準を達成しました。

○ BOD又はCOD(生活環境項目^{注2)})

- ・ 生活環境項目の代表的指標である BOD 又は COD は、63 水域中 56 水域で環境基準を達成し、達成率は 88.9% でした。(表 1)
- ・ 環境基準の達成率は近年ではほぼ横ばいの状況にありますが、長期的には改善傾向にあります。(図 1)

○ 大腸菌数(生活環境項目^{注2)})

- ・ 令和 4 年度より評価対象となった大腸菌数は、39 地点中 24 地点で環境基準を達成し、達成率は 61.5% でした。(表 2)

○ 全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)(生活環境項目^{注2)})

- ・ 全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は、47 水域すべてで環境基準を達成しました。(表 3)

○ 全窒素及び全リン(生活環境項目^{注2)})

- ・ 環境基準が設定されている相模湖及び津久井湖において、全窒素及び全リンの環境基準を達成しませんでした。(表 4)
- ・ 東京湾において、全窒素及び全リンは 4 水域すべてで環境基準を達成しました。(表 4)

(2) 地下水質測定結果

地下水については、定点調査^{注3)} 78 地点、メッシュ調査^{注4)} 76 地点、継続監視調査^{注5)} 7 6 地点の合計 230 地点で水質の測定を行いました。

○ 定点調査

- ・ 測定を行った環境基準項目^{注6)}については、78 地点中 73 地点で環境基準を達成し、達成率は 93.6% でした。(表 5)
- ・ 環境基準を達成しなかった 5 地点では、鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素が環境基準を超過しました。

○ メッシュ調査

- ・ 測定を行った環境基準項目については、76 地点中 72 地点で環境基準を達成し、達成率は、94.7% でした。(表 6)
- ・ 環境基準を達成しなかった 4 地点では、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。

○ 継続監視調査

- ・ 前年度までの測定の結果、汚染が確認された 76 地点において、汚染物質の継続的な監視を行うための測定を行いました。
- ・ 測定を行った 76 地点中 25 地点で環境基準を達成しました。（表 7）

2 今後の取組

(1) 環境調査の実施及び県民等への情報提供

- 今後も水質汚濁防止法に基づき公共用水域及び地下水の測定を継続して実施し、県民等への情報提供を行います。

(2) 公共用水域の保全対策

- 水質汚濁防止法並びに県及び市で定める条例^{注 7)}（以下「条例」という。）に基づく工場・事業場の規制及び指導を行います。
- 生活排水対策として、下水道の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進等に取り組むことにより、河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図ります。特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ、水質保全対策に努めます。
- 東京湾の水質保全については、COD、窒素及び磷の総量削減計画を推進します。また、令和 3 年 12 月に底層溶存酸素量に係る水質環境基準の水域類型^{注 8)}の指定がなされたことを受け、国等の関係機関と協力しながら、環境基準点の設定等、環境基準評価に向けた準備を進めます。

(3) 地下水の保全対策

- 水質汚濁防止法及び条例に基づく工場・事業場に対する規制及び指導を行います。
- 汚染が確認されている地域については、継続的に水質を監視するとともに、汚染原因者が特定された場合は、水質汚濁防止法及び条例に基づき、対策を指導します。なお、土壤汚染対策法又は条例に基づき行われた土壤調査を契機に地下水汚染が判明した場合についても、同様に対策を指導します。
- 地下水を水源とする地域において、市町村が行う地下水浄化対策等の支援を行います。

注 1) 健康項目：人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 27 項目

注 2) 生活環境項目：BOD、COD、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、全窒素及び全磷の他、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 12 項目

注 3) 定点調査：地下水の水質の経年変化を把握するため、地点を定め行う調査

注 4) メッシュ調査：県全域の地下水の汚染状況を把握するため、県内を 2 km 又は 4 km メッシュに区切り、各メッシュ内に 1 つの井戸を選定し、その井戸の水質について行う調査。4 年間で 1 巡するよう、年次計画（令和 4 年度～令和 7 年度）を策定し実施

注 5) 継続監視調査：前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点における継続的な監視のために行う調査

注 6) 環境基準項目：地下水の水質に関し、環境基準に定められている 28 項目

注 7) 条例：横浜市では「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、川崎市では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」、その他の地域では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が適用されます。

注 8) 水域類型：生活環境項目については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じて水域を区切った複数の類型ごとに基準が設けられています。各公共用水域に水域類型をあてはめる（指定する）ことにより、その水域の環境基準値が具体的に示されます。

【図表】

1 公共用水域

表1 BOD(COD)の環境基準の達成水域数の推移

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
河川	水域数	45	45	45	45	45
	達成水域数	43	42	42	44	44
	達成率	95.6%	93.3%	93.3%	97.8%	97.8%
湖沼	水域数	5	5	5	5	5
	達成水域数	4	4	4	4	4
	達成率	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
海域	水域数	13	13	13	13	13
	達成水域数	9	9	9	10	8
	達成率	69.2%	69.2%	69.2%	76.9%	61.5%
全水域	水域数	63	63	63	63	63
	達成水域数	56	55	55	58	56
	達成率	88.9%	87.3%	87.3%	92.1%	88.9%

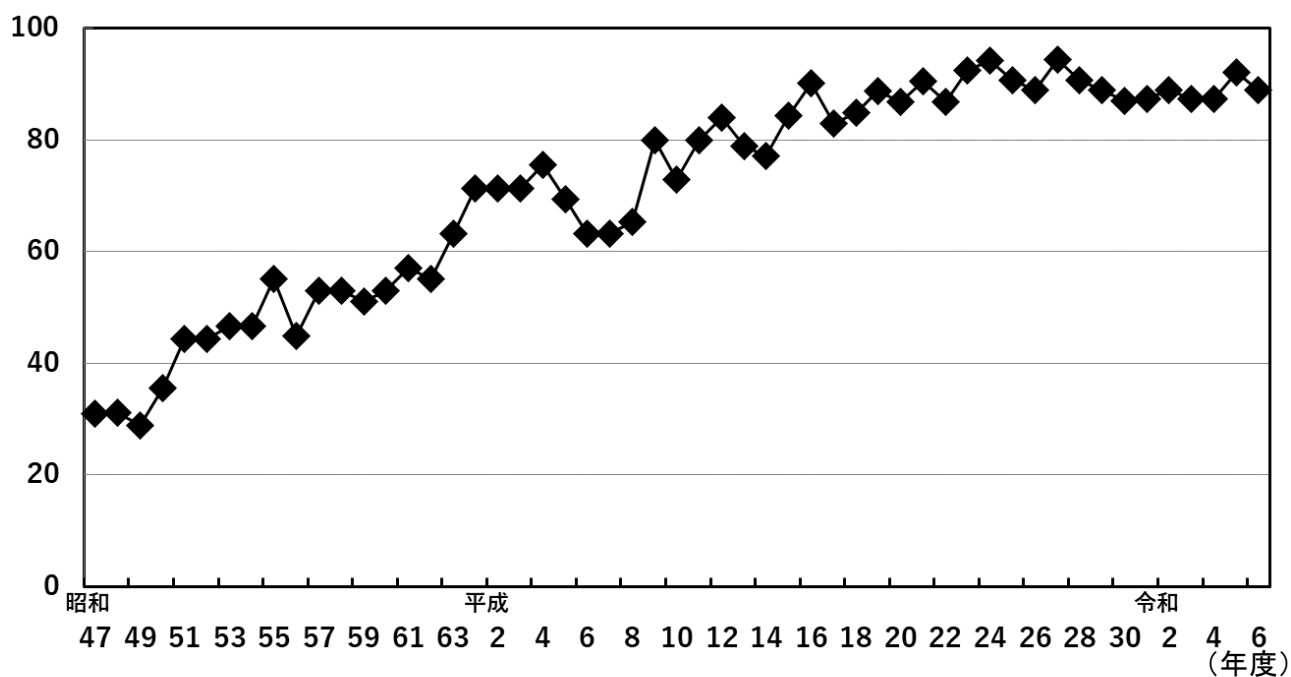


図1 BOD(COD)に係る環境基準達成率の経年推移(全水域)

表2 大腸菌数の環境基準の達成状況

	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
河川	水域数	19	19	19
	達成水域数	4	5	4
	達成率	21.1%	26.3%	21.1%
湖沼	水域数	8	8	8
	達成水域数	8	7	8
	達成率	100%	87.5%	100%
海域	水域数	12	12	12
	達成水域数	12	12	12
	達成率	100%	100%	100%
全水域	水域数	39	39	39
	達成水域数	24	24	24
	達成率	61.5%	61.5%	61.5%

表3 全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの環境基準の達成状況

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
河川	水域数	42	42	42	42	42
	達成水域数	42	42	42	42	42
	達成率	100%	100%	100%	100%	100%
湖沼	水域数	3	3	3	3	3
	達成水域数	3	3	3	3	3
	達成率	100%	100%	100%	100%	100%
海域	水域数	2	2	2	2	2
	達成水域数	2	2	2	2	2
	達成率	100%	100%	100%	100%	100%
全水域	水域数	44	47	47	47	47
	達成水域数	44	47	47	47	47
	達成率	100%	100%	100%	100%	100%

表4 全窒素及び全燐の環境基準の達成状況

水域名	類型	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐	全窒素	全燐
相模湖	湖沼Ⅱ	△	△	△	△	△	×	×	×	×	△
津久井湖	湖沼Ⅱ	△	×	△	×	△	△	△	×	△	×
東京湾（ロ）	海域Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾（ハ）	海域Ⅳ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾（ニ）	海域Ⅲ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京湾（ホ）	海域Ⅱ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注) ○：環境基準及び暫定目標※のいずれも達成

△：環境基準は非達成であるが暫定目標は達成

×：環境基準及び暫定目標非達成

※ 暫定目標は、環境基準達成に向け段階的に達成するよう設定された値であり、相模湖、津久井湖の全窒素、全燐に設定されている

2 地下水

表5 定点調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	78	12	76	97.4	3	73	93.6
一般項目	5	78	—	—	—	0	78	100
全項目の集計	33	78	12	76	97.4	3	73	93.6

注1) 検出地点数は、1地点で複数項目検出された場合でも1地点として算定している。

注2) 達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す。

注3) 一般項目は、県が独自に定めた評価基準により評価している。

以上の注は表6及び7において同じ

表6 メッシュ調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況			環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	28	76	14	74	97.4	2	72	94.7
一般項目	5	76	—	—	—	0	76	100
全項目の集計	33	76	14	74	97.4	2	72	94.7

表7 継続監視調査測定結果総括

区分 測定項目	測定		検出状況		環境基準等達成状況	
	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数
環境基準項目	12	76	11	76	8	25
一般項目	5	76	—	—	1	75
全項目の集計	17	76	11	76	9	24